

茨島地区土地区画整理事業施行区域見直し評価カルテ（原案）
に対する意見募集の意見と対応

期 間 平成30年7月9日（月）から同年8月8日（水）まで

提出者 3人

件 数 3件

提出者	項目	意見の要旨	市の考え・対応
1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・茨島五丁目地域の下水道工事はどうなるのか。この地域には下水道は不要ということで切り捨てられるのか。 ・下水道工事の施工を強く要望する。下水道が完備されることによって、空地に新たな住宅が建築されるということも考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価カルテは、土地区画整理事業の必要性を検討したものであり、特定の箇所における下水道整備などの要否を判断したものではありません。 ・下水道整備の要望があったことを担当課に伝えており、現在、要望者と担当課が協議を行っているところです。
2	2	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の基本的考え方は、当該市街地の現状から、適当と思料される。 ・民間型の整備手法の採用は、時間的面で多少計画期間は要するが、予算的面から妥当であろうと思料される。 ・人口減少を考慮すれば、計画保留地による事業費の充当は多少困難をきたすことが憂慮されるが、事業計画に併せ、あらかじめ保留地の購入希望者を募っていく同時併行方式により、事業の効率性、確度を高めていくよう試みてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいたご意見については土地区画整理事業の参考とさせていただきます。

提出者	項目	意見の要旨	市の考え・対応
3	3	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性の高い計画について意見募集をしても、具体的な意見や提案は集まるのか。このような意見募集は必要ないのではないか。どうしても市民からの意見が必要な案件であれば、アンケート方式に変更するなど、市民の立場に立った分かりやすい意見提出方法について検討をお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいたご意見については参考とさせていただきます。なお、このたびの意見募集に関しては、「しあわせづくり秋田市民公聴条例」および平成27年11月に策定した「土地区画整理事業施行区域見直しガイドライン」に基づき実施しています。